

介護保険料について ～ 第1号保険料を焦点に… ～

今月は 社会福祉士 畑山 賢二 です

皆さんは「介護保険料」について、どのような印象をお持ちでしょうか？
「少ない年金から引かれている…」 「高い…」 などの様々なマイナスのイメージを持っている方も少なくないと思います。更に今年4月は介護保険制度改正があり、同時に介護保険料も見直されたので、例年より強く意識され、中には不満に思う方もおられるのではないのでしょうか。

今回は介護保険制度の根幹とも言える特に65歳以上の方が支払う「介護保険料（第1号保険料）」について、改めて焦点を当てて認識を深めてみたいと思います。

● まず、介護保険は…

- ・民間保険ではなく、社会保険（疾病などの保険事故が発生した時に一定の給付を行なう公的保険）です。
- ・職域保険（職場に勤める方が対象）ではなく、地域保険（地域に住む方が対象）です。
- ・長期保険（積み立て型）ではなく、短期保険（掛け捨て型）です。

よって、**介護保険は、強制的に加入される掛け捨て保険であり、要介護状態等により介護サービスを利用するときに支払われる保険である**と言えるでしょう。

● 介護保険料はどうやって決まるのか…

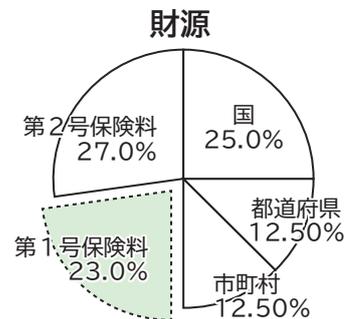
65歳以上の方が支払う第1号保険料は、下の計算式で決まり、3年を1期として3年毎に見直されます。

$$\text{保険料（基準額）} = \frac{\text{給付費総額（1期3年間）} \times \text{第1号被保険者負担割合（23\%）}}{\text{第1号被保険者数}}$$

※40歳以上65歳未満の医療保険加入者が支払う「第2号保険料」は、健康保険料・厚生年金保険料と同じように標準報酬月額により決まります。

● 支払った保険料はどのように使われるのか？

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者は1割（2～3割）を負担しますが、残りの9割（8～7割）は右の図のとおり介護保険財源から賄われます。



● ま と め

介護保険料は、各期3年間に見込まれる介護保険サービス費総額（施設入所に係る費用も含む）やその地域の人口構造等が総合的に勘案され、全国の各市町村毎に決められるため、住む地域によって支払う保険料は違うシステムとなっています。

【参考】法定負担割合を超える一般会計からの繰入れ（法定外繰入）について

介護保険料を安くすることを目的に、市町村の一般会計からの介護保険事業特別会計への繰入れについて、法定負担割合（12.5%）を超えてこれを行うことは、費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられるため、厚生労働省は、介護保険制度創設時から一貫して、**法定負担割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは適当でない**としており、国からの指導の対象となっています。